

令和4年度 適性診断受診助成要綱

令和4年4月1日

公益社団法人 福岡県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人福岡県トラック協会（以下「県ト協」という）が指定する適性診断実施機関（以下「実施機関」という）が行う適性診断の受診料を助成し、運転者及び運行管理者等が運転におけるそれぞれの特性を把握し、もって交通安全意識高揚を図り、交通事故防止に資することを目的とする。

(実施機関)

第2条 県ト協は、国土交通省より認定を受けた、以下の実施機関を指定する。

(1) (独)自動車事故対策機構 福岡主管支所（以下、「事故対」という）

福岡市博多区博多駅南 2-1-5 博多サンシティビル 4階

電話：092-451-7751

(2) (株)おんが自動車学校【ドライビングアカデミーONGA】

遠賀郡遠賀町大字今古賀 81-5

電話：093-293-2359

(3) 堅榮（株）【くるめ研修センター】

久留米市東櫛原町 289-1

電話：0942-46-2151

(4) (株)一^{いちじ}二【アイルモータースクール門司校】

北九州市門司区大字畑 120（実施場所：アイルモータースクール門司）

電話：093-481-1111

(5) ヤマト・スタッフ・サプライ(株) 九州研修センター

福岡市博多区博多駅南 4-15-8

電話：092-289-6851

(助成対象)

第3条 県ト協に所属する会員事業所（以下「会員」という）とする。

(受診対象者)

第4条 会員において選任されている運転者を対象とし、運転者1人につき1年度内1回を限度とする。

(助成額)

第5条 助成金は次のとおりとする。

- (1) 一般診断・インターネット適性診断(ナスバネット)については、診断費用全額を助成する。
- (2) 初任診断、適齢診断の診断費用の一部3,000円を助成する。

(受診手続き)

第6条 会員は、希望する診断を事前に実施機関に予約し受診する。(※インターネット適性診断(ナスバネット)を除く。)

ただし、筑後支部・筑豊支部で事故対が実施する診断の受診を希望する者は、それぞれの支部に直接予約をする。

- 2 会員は、受診の際「初任診断」・「適齢診断」に限り差額分の診断費用を実施機関に支払う。

(助成金の支払い)

第7条 県ト協は、実施機関より請求のあった診断費用を、別に定める覚書に基づき支払う。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

(附 則)

本要綱は、令和4年4月1日より適用する。